

民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

2 金融機関等から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 預貯金債権に関する情報取得

金融機関（銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。以下同じ。）から、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権に対する差押命令又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

イ 振替社債等に関する情報取得

振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項）から、当該振替機関等に開設された口座において債務者が有する振替社債等（同法第2条第1項に規定する社債等であって同条第2項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。以下同じ。）に対する強

制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

(2) 情報取得の要件

ア 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、金融機関等（前記(1)の金融機関及び振替機関等をいう。以下同じ。）に対し、債務者の預貯金債権等（前記(1)の預貯金債権及び振替社債等をいう。以下同じ。）に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

イ 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、金融機関等に対し、債務者の預貯金債権等に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記(7)の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

(3) 手続の概要

ア 金融機関等からの情報取得手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは金融機関等の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 前記(2)の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(4) 回答の送付先等

ア 前記(2)の決定に基づく陳述は、執行裁判所に対し、書面でしなければならないものとする。

- イ 前記アの陳述がされたときは、執行裁判所は、前記アの書面の写しを申立人に送付し、この手続により金融機関等が債務者の財産に関する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとする。
 - ウ 金融機関等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求(民事執行法第17条)は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。
 - (ア) 申立人
 - (イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者
 - (ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者
 - (エ) 債務者
 - (オ) 当該陳述をした金融機関等
- (5) 費用の負担等
- ア 民事執行法第42条(第2項を除く。)の規定は、金融機関等からの情報取得手続について準用するものとする。
 - イ 債務者の預貯金債権等に関する陳述を命じられた金融機関等は、執行裁判所に対し、陳述に要する費用等を請求することができるものとする。
- (6) 情報の保護
- ア 情報の目的外利用の制限
 - (ア) 申立人は、金融機関等からの情報取得手続において得られた債務者の預貯金債権等に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
 - (イ) 前記(4)ウ(イ)又は(ウ)に掲げる者であって、金融機関等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記(4)アの陳述に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
 - イ 目的外利用に対する罰則
前記アの債務者の預貯金債権等に関する情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

3 公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

- (1) 制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 不動産に関する情報取得

登記所（不動産登記法第6条第1項）から、債務者の所有権等が登記された不動産（土地又は建物をいう。以下同じ。）に対する強制執行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

イ 給与債権（勤務先）に関する情報取得

市町村（特別区を含む。）又は厚生年金保険の実施機関（以下「市町村等」という。）から、債務者に給与の支払をする者の氏名又は名称及び住所に関する情報を取得する制度を設けるものとする。

(2) 不動産に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）において、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

イ 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）において、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記(7)の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があ

ったとき。

(3) 給与債権（勤務先）に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）において、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権の債権者の申立てにより、市町村等に対し、債務者の給与債権（勤務先）に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

(4) 手続の概要

ア 公的機関（登記所及び市町村等をいう。以下同じ。）からの情報取得手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは公的機関の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 公的機関からの情報取得の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとするほか、この手続の停止に関する規律（民事執行法第39条、第40条等参照）を整備するものとする。

ウ 前記(2)又は(3)の決定がされたときは、当該決定（前記(3)イの決定にあつては、当該決定及び前記(3)イの文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。

エ 前記(2)又は(3)の決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(5) 回答の送付先等

ア 前記(2)又は(3)の決定に基づく陳述は、執行裁判所に対し、書面で行わなければならないものとする。

イ 前記アの陳述がされたときは、執行裁判所は、前記アの書面の写しを申立人に送付し、この手続により公的機関が債務者の財産に関

する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとする。

ウ 登記所からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(7) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(エ) 債務者

(オ) 当該陳述をした登記所

エ 市町村等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(7) 申立人

(イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者

(エ) 当該陳述をした市町村等

(6) 費用の負担

民事執行法第42条（第2項を除く。）の規定は、公的機関からの情報取得手続について準用するものとする。

(7) 情報の保護

ア 情報の目的外利用の制限

(7) 申立人は、公的機関からの情報取得手続において得られた債務者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

(イ) 前記(5)ウ(イ)若しくは(ウ)又はエ(イ)に掲げる者であって、公的機関からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記(5)アの陳述に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 目的外利用に対する罰則

前記アの債務者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を

目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けの申出をしようとする者の陳述

(1) 陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその代表者）が陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者（買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせた者（当該者が法人である場合にあってはその役員）が暴力団員等であること。

(2) 虚偽陳述に対する制裁

(1)の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合には、罰則を設けるものとする。

2 執行裁判所による警察への調査の囑託

(1) 最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人（最高価買受申出人が法人である場合にあってはその役員。以下、この(1)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を警視総監又は道府県警察本部長に囑託しなければならないものとする。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するものと認められないと判断される事情があるときは、この限りではないものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該者（当該者が法人である場合にあってはその役員。以下、この(2)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を警視総監又は道

府県警察本部長に嘱託しなければならないものとする。ただし、当該者が暴力団員等に該当するものと認められないと判断される事情があるときは、この限りではないものとする。

3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、暴力団員等又は法人でその役員のうちに暴力団員等のあること。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行に関する規律の明確化

- (1) 子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が、執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。
- (2) 前記(1)の執行裁判所は、民事執行法第33条第2項第1号又は第6号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とするものとする。
- (3) 執行裁判所は、前記(1)の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、審尋の手続を経ることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。
- (4) 執行裁判所は、前記(1)の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができるものとする。
- (5) 前記(1)の強制執行の申立て又は前記(4)の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、することができないものとする。

- (1) 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過した場合（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合には、その期間を経過した場合）。

- (2) 民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえない場合。
- (3) 子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要がある場合。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

- (1) 子が債務者と共にいること（同時存在）の要否
執行官が債務者による子の監護を解くための必要な行為を行う条件として、子が債務者と共にいる場合に限る旨の規律は、設けないものとする。
- (2) 債権者等の執行の場所への出頭
 - ア 執行官は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。
 - イ 債権者が執行の場所に出頭することができない場合であって、債権者の代理人が執行の場所に出頭することが子の利益に照らして相当であると認めるときは、執行裁判所は、前記アにかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合も、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。
 - ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。
- (3) 執行の場所
 - ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。
 - イ 執行官は、前記アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

4 執行の場所における執行官の権限等

- (1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。
 - ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所

において子を検索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(3) 前記(2)の規定にかかわらず、執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、〔債務者と当該場所を占有する者との関係、当該者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して〕相当と認めるときは、申立てにより、執行官が当該場所において前記(1)のアからウまでに掲げる行為をすることについて前記(2)の同意に代わる許可をすることができるものとする。

(4) 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

(5) 執行官は、前記(4)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとし、子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

(6) 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

(1) 金銭債権を差し押さえた場合において、差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときは直ちにその旨を執行裁判所に届け出なければならないことに加え（民事執行法第155条第3項参照）、差押債権の取立てができる時（差押債権者が支払を受けた旨の届出又は支払を受けていない旨の届出をしたときにあっては、当該届出が最後にされた時。後記(2)において同じ。）から2年間その支払を受けていないときも、その旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。

- (2) 前記(1)の差押債権の取立てができる時から2年を経過した場合において、差押債権者が4週間以内に前記(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、前記(2)により差押命令を取り消す場合には、あらかじめ、差押債権者に対し、前記(1)の届出をすべき旨の通知を発するものとする。
- (4) 前記(2)により差押命令を取り消す旨の決定に対しては、当該決定がされた後に前記(1)の届出をしたことを理由として執行抗告をすることができるものとする。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（民事訴訟法第110条第1項各号に掲げるにあっては公示送達の申立て。後記(2)において同じ。）をすべき旨を命ずることができるものとする。
- (2) 前記(1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 取立権の発生時期の見直し

(1) 取立権の発生時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとするものとする。

(2) 転付命令等の効力の発生時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、同法第159条第5項及び第161条第4項の規定にかかわらず、転付命令及び譲渡命令等（同条第1項の規定による決定）は、当該決定が確定した日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過した日のいずれか遅い日までには、効力を生じないものとする。

(3) 配当等の時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

(4) 扶養義務等に係る請求権についての特則

債権者が民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権を請求する場合には、前記(1)から(3)までの規律は、適用しないものとする。

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨及びこの手続の内容を教示した書面を交付しなければならないものとする。